

項目名

④ 母子保健・児童福祉対策の推進について

■ 現状（概要）

県では「かごしま子ども未来プラン2020」を指針として、少子化対策や子ども・子育て支援、母子保健対策等に関する施策を総合的に推進しており、少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、切れ目ない支援が提供されるよう、関係機関と情報共有や連携を行い、取組を進めている。

■ 取組状況

(1) ハイリスク母子保健対策事業

市町村から訪問依頼のあったハイリスク妊産婦及び乳幼児への同行訪問等の実施。

(2) 母子保健医療推進対策事業

管内の市村担当者を対象に開催した母子保健体制連絡会において、情報共有や意見交換を実施。

・第1回 令和6年6月27日(木) 13:30～15:30

・第2回 令和7年2月13日(木) 13:30～15:30

(3) 産前から産後の切れ目ない支援強化事業

専門職に対するスキル向上のための研修や、実務者間の連携を促進する研修等を実施（隔年）。

(4) 小児慢性特定疾病児支援事業

小児慢性特定疾病児や家族への相談支援、関係機関との調整、患児や家族の交流会を実施し、関係機関と連携し、療養支援を行っている。

ア 小児慢性特定疾病の認定状況（12月31日末現在）

	新規	継続
R5年度	15	82
R6年度	10	81

イ 管内の小慢受給者のうち医療的ケアの状況（複数回答）R6年度更新時アンケート

自己注射	血糖測定	定期輸注	在宅酸素	気管切開	痰吸引	人工呼吸器	胃瘻・経管栄養	中心静脈栄養	人工肛門
10	5	1	5	2	2	1	4	1	1

ウ 交流会：令和6年12月18日（水） 心疾患児・保護者 対象

(5) 先進医療不妊治療費助成事業・不育症検査費用助成事業

不妊治療における生殖補助医療について、保険適用外となる治療のうち、保険医療と併用可能な「先進医療」に要する費用の一部を助成。

不育症検査を受ける夫婦に対し、不育症検査費用の一部を助成。

○先進医療不妊治療費助成状況

認定 件数	R5年度	R6年度(12月末)
	70	16

※R5年度はR4年度治療分も含む

(6) 女性健康支援センター事業

保健所へ一般相談窓口を設置しており、相談対応している。また、依頼があった学校（高校）への健康教育を行っている。

○R6年度実績：市来農芸高校、串木野高校、神村学園高校

(7) 児童虐待防止対策

要保護児童対策地域連絡会・実務者会議・代表者会議への出席

子どもSOS地域連絡会議及び子ども虐待に関する実務者等研修会の開催（中央児童相談所主催）

## ■ 成果・課題

- 小児慢性特定疾病児や保護者が安心して療養生活を送れるよう個別支援の充実・関係機関との連携を図っている。災害時の備えについて、個別に確認しており、避難支援が必要と思われる医療的ケア児に対しては、台風など自然災害の発生前後に状況確認を行っており、今後も市と情報共有を図りながら支援をする必要がある。
- 小児期から成人期へ移行する移行期医療について、年1回の更新申請時に個別に自己管理の必要性等説明しており、取組を継続していく。
- 母子保健・児童福祉分野の子どもを取り巻く施策が急速に変化しており、直接的な支援を提供する市村が効果的に取組を進めていけるよう支援する必要がある。

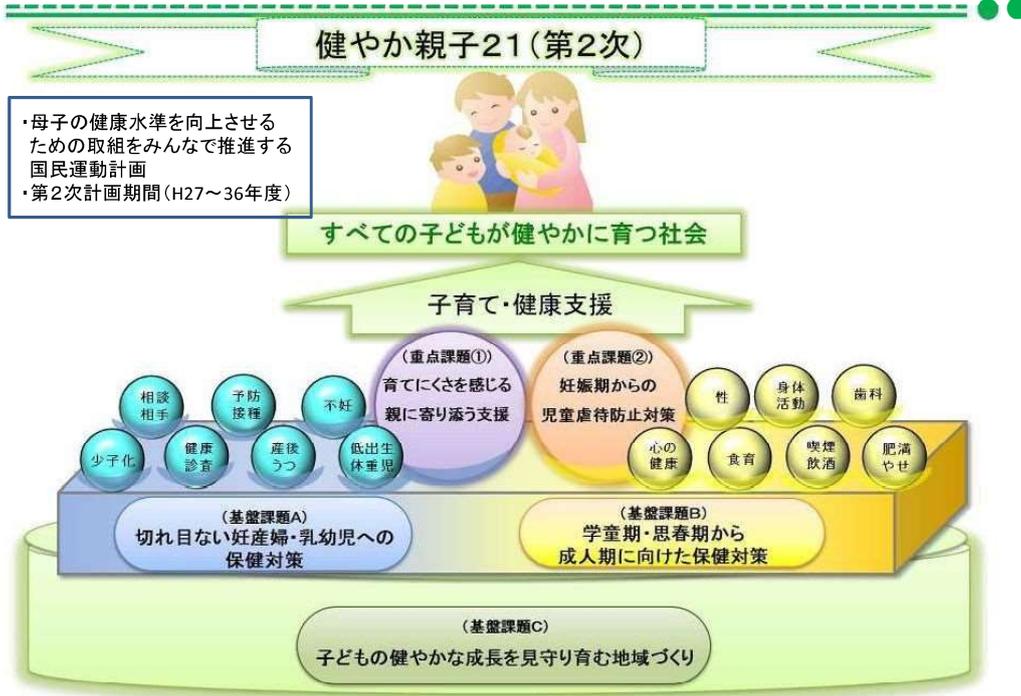
## ■ 今後の予定

令和7年度策定予定の「かごしま子ども未来プラン2025」に基づき、切れ目ない支援体制が構築できるよう、市町村や関係機関と連携を図りながら、取組を進めていく。

## ■ 依頼事項等

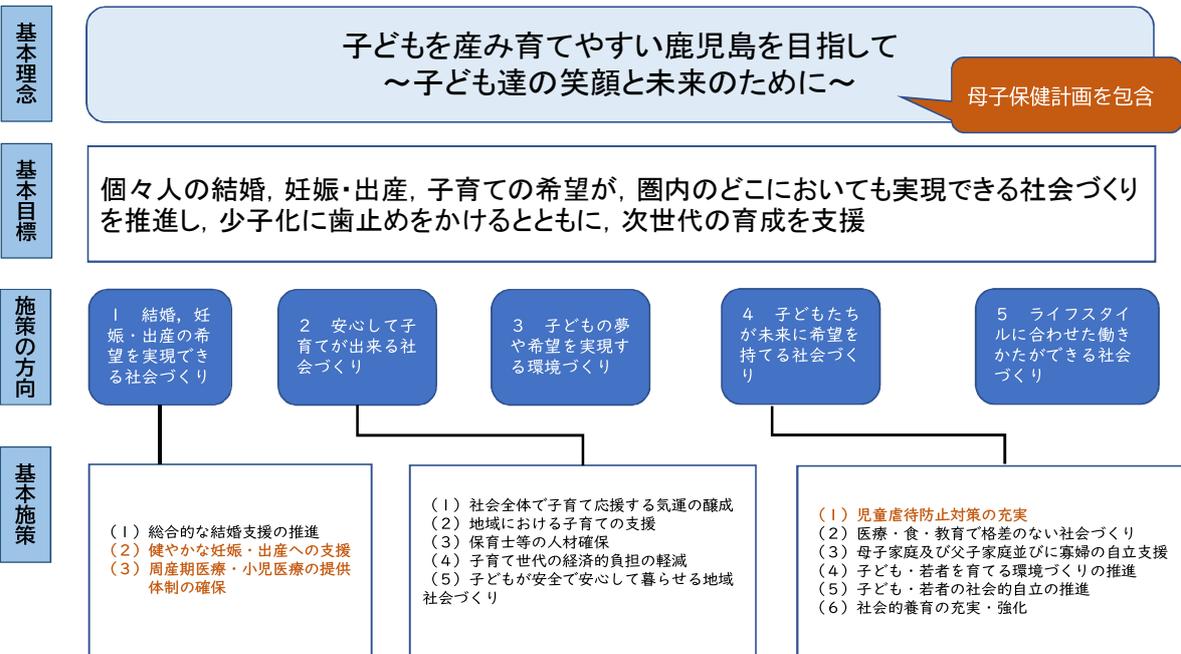
母子保健の推進及び児童福祉の充実に向けて、地域社会全体で支援体制を強化していく必要があることから、今後も引き続き、関係機関との情報共有や支援体制整備に向けての協力をお願いしたい。

# 健やか親子21(第2次) イメージ図



【子ども家庭庁HPより】

## かごしま子ども未来プラン2020(令和2年3月策定) 計画期間: 令和2年度~令和6年度

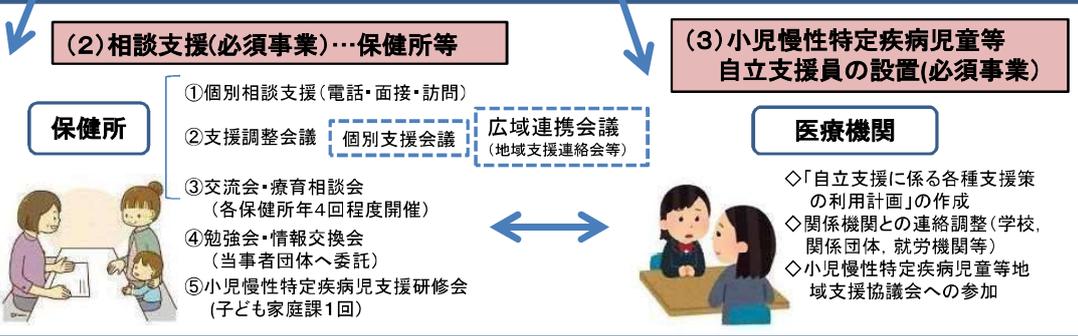
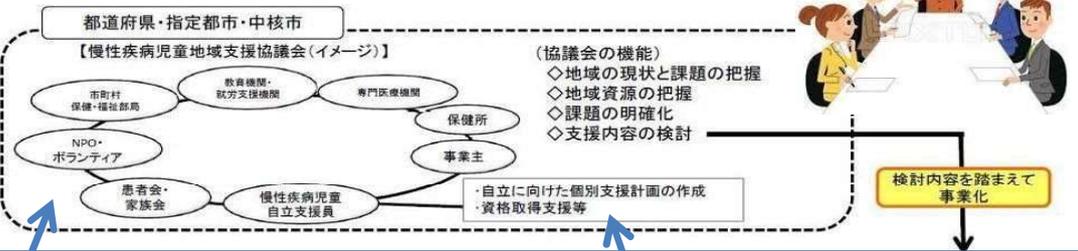


★かごしま子ども未来プラン2025(2025~2029) 策定中

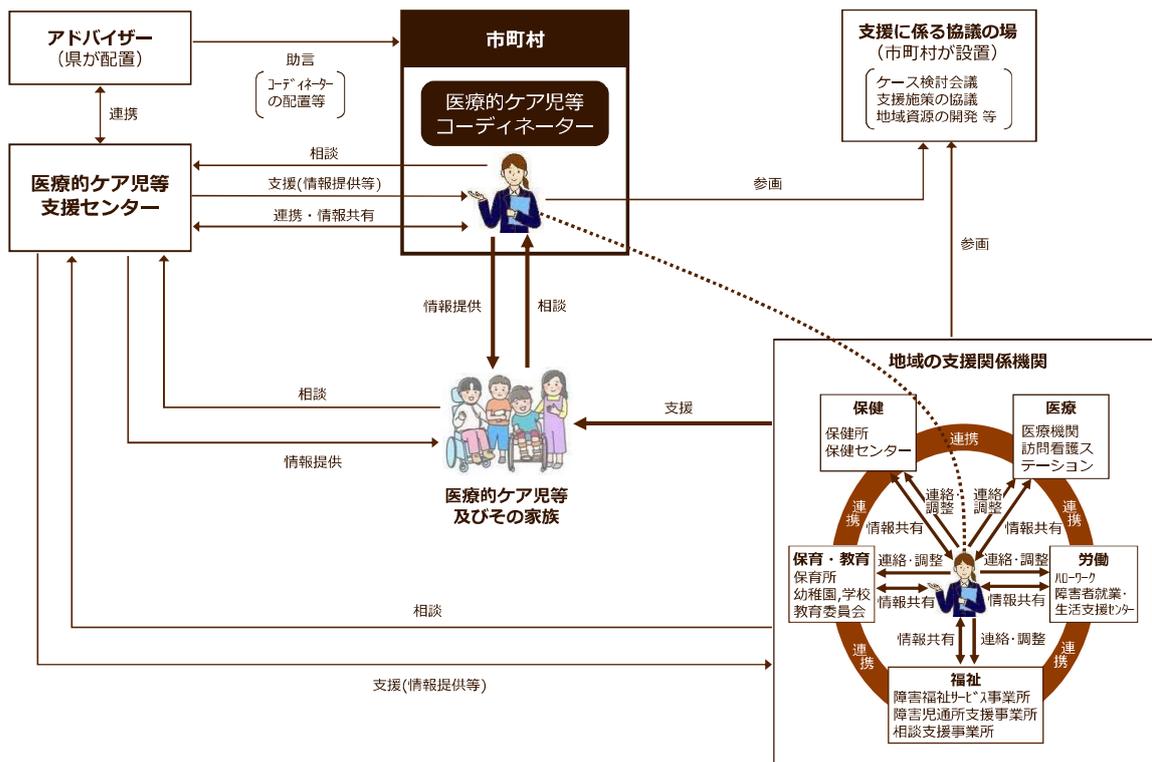
# 鹿児島県小児慢性疾患児支援事業

目的：児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及び その家族からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

## (1)小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会の設置

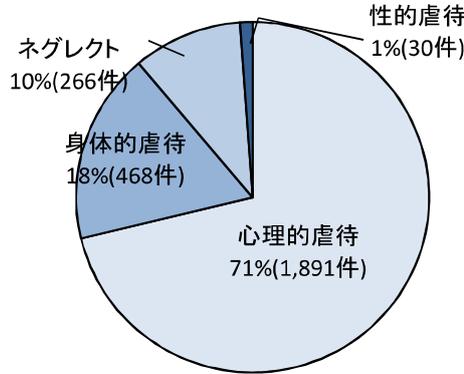


## 医療的ケア児等の支援体制 (イメージ)

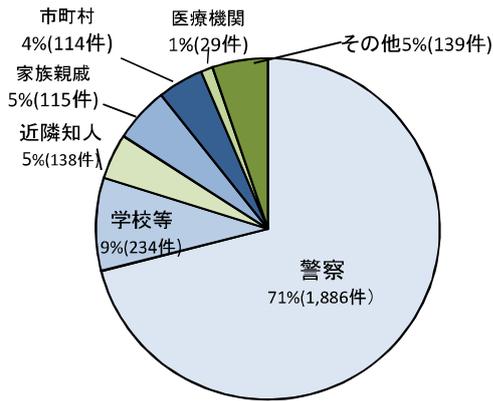


# 令和5年度子ども虐待相談の状況（本県四児相）

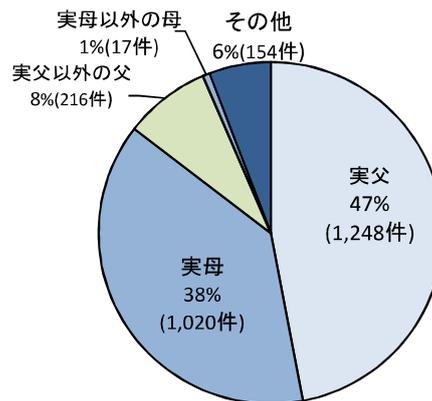
## 1 種別相談件数 (認定2,655件の内訳)



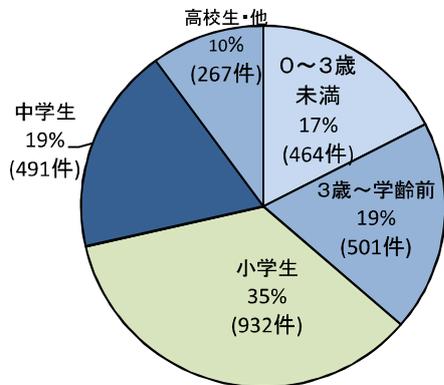
## 2 経路別件数 (認定2,655件の内訳)



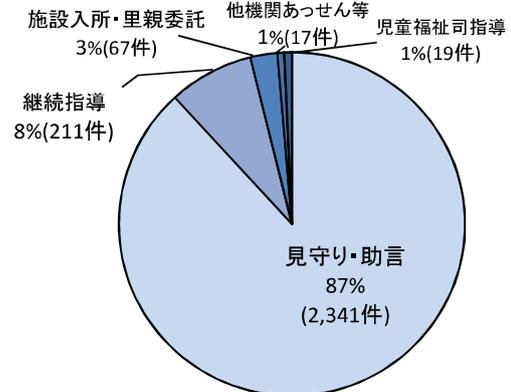
## 3 主たる虐待者 (認定2,655件の内訳)



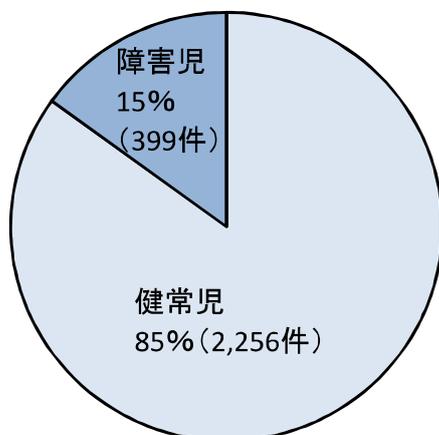
## 4 被虐待児年齢別内訳 (認定2,655件の内訳)



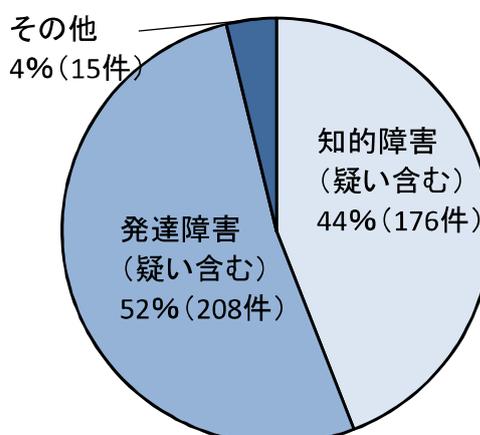
## 5 処理状況 (認定2,655件の内訳)



6 障害(疑い含む)を持つ被虐待児  
(認定2,655件の内訳)



7 障害(疑い含む)の種類  
(認定399件の内訳)

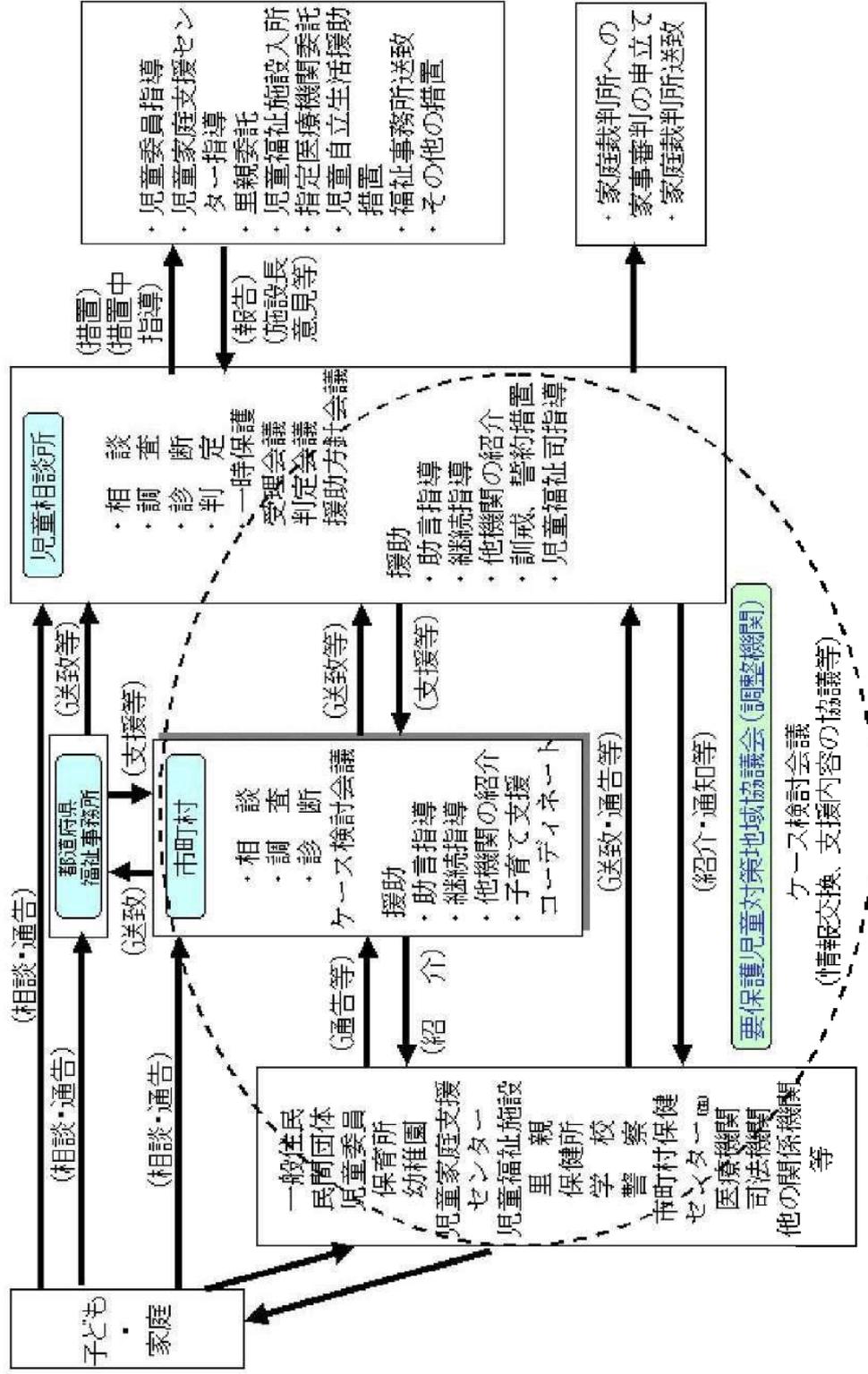


<統計データ>

本県における虐待認定件数の推移

年度	児童相談所分 (中央・北部・大隅・大島)		市町村分		県 計		全国の 児童相談所 取扱分 通告相談
	通告・相談	認定	通告・相談	認定	通告・相談	認定	
H25	336	231	353	221	689	452	73,802
H26	368	247	414	283	782	530	88,931
H27	498	306	503	282	1,001	588	103,286
H28	604	352	511	383	1,115	735	122,575
H29	1,150	781	501	367	1,651	1,148	133,778
H30	1,598	1,131	560	388	2,158	1,519	159,838
R元	2,468	1,696	716	498	3,184	2,194	193,780
R2	2,787	2,017	695	338	3,482	2,355	205,044
R3	2,971	2,114	821	309	3,792	2,423	207,660
R4	3,257	2,423	780	400	4,037	2,823	219,170
R5	3,626	2,655	878	374	4,504	3,029	-

# ○子ども家庭問題に係る相談援助活動系統図



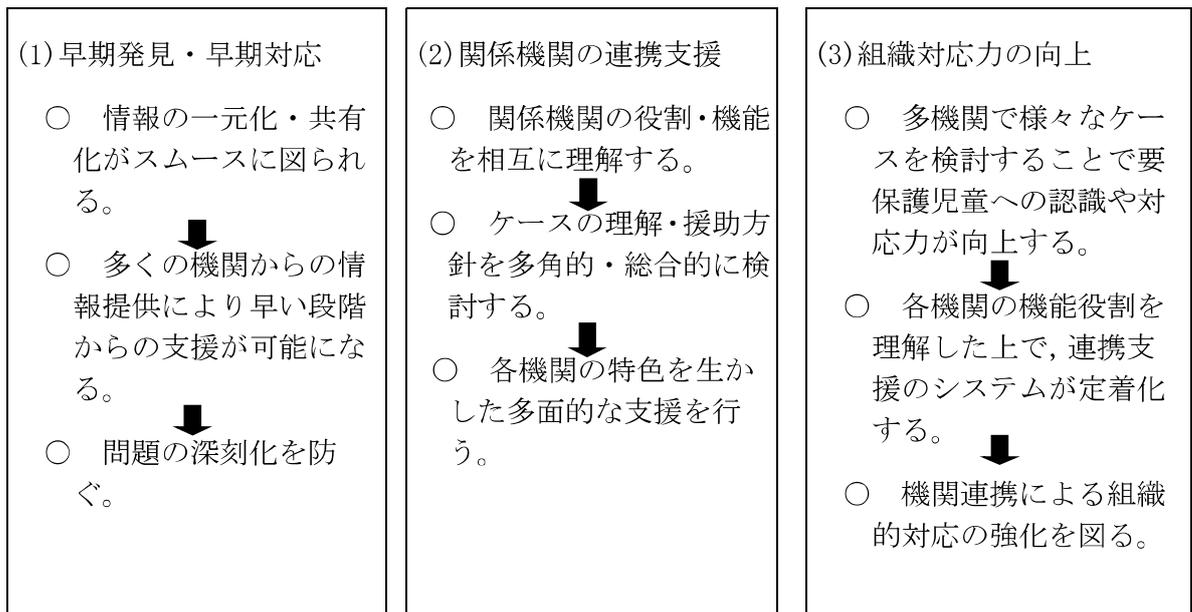
注：市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。

# 要保護児童対策地域協議会について

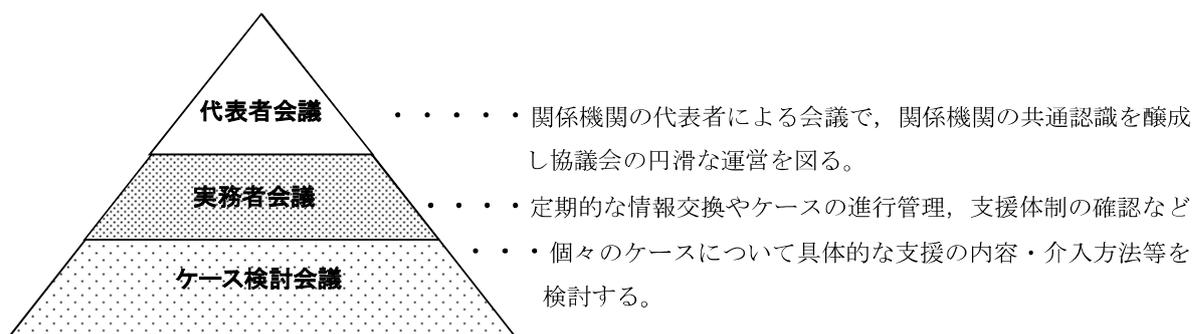
## 1 設置の経緯

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、その役割を担うものとして、平成16年児童福祉法改正により「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」）の設置が法定化された。本県においては、平成22年度をもって全市町村に設置された。

## 2 設置の意義と役割



## 3 要対協の三層構造



## 4 設置の効果

- ケース検討会議が必要に応じ随時開催されるようになったことで、ネットワークも構築され、従前と比べ虐待発生時における情報収集、初動調査、その後の対応がスムーズになった。
- 要保護児童及びその家族に対する支援方法について、関係者が様々な視点から検討できるようになり、より効果的な支援が可能となった。